

第2 清掃工場建設検証委員会設置要項

平成 19 年 7 月 17 日制定

(目的)

第1条 第2 清掃工場建設に関するすべての事務処理過程を検証し、課題の抽出と改善策を検討するため、第2 清掃工場建設検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、及び審議し、並びにその結果を副市長に報告する。

- (1) 第2 清掃工場建設の事業計画及び予算編成に関すること。
- (2) 第2 清掃工場建設の入札契約に関すること。
- (3) 第2 清掃工場建設の事業決定及び事業費積算に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第2 清掃工場建設に関し委員長が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長、副委員長及び委員には、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長	総務部長
副委員長	都市整備部長
委員	企画財政部長、財務部長、重点プロジェクト推進部長

3 委員長は、特に必要があると認めるときは、前項の表に掲げる委員のほか、臨時に委員を指名することができる。

4 委員長は、必要に応じて職務上関係する職員に委員会への参加を求め、及び意見等を聴くことができる。

(チーム)

第4条 委員は、検証作業に際しては、チームを置くことができる。

2 チームの担当事務、構成及び運営方法は、委員が定める。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、別に定めるところにより設置する第2 清掃工場建設工事に関する調査委員会事務局が担当する。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、制定の日から施行する。